

7. 協議事項

(1) 第3期子ども子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について 【量の見込み】の算出等の考え方

子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業支援計画を定めるものとされている。

各市町村及び都道府県においては、令和2年（2020）年度を始期とする当該各計画の期間が令和6（2024）年度であることから、令和7（2025）年度を始期とする第3期の当該各計画を改めて作成する必要がある。

□富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画

第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供

第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量

- (1) 区域の設定
- (2) 児童数の推計
- (3) 教育・保育の量の見込み
 - ・教育・保育の量の見込みと確保方法（1号認定・2号認定）
 - ・教育・保育の量の見込みと確保方法（3号認定：0歳）
 - ・教育・保育の量の見込みと確保方法（3号認定：1・2歳）

第3節 量の見込みと提供体制の確保

- (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）
- (2) 時間外保育事業（延長保育）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室
- (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした）
（在園児対象児を除く）
- (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第4節 子ども・子育て支援事業の推進について

- (1) 認定こども園の普及
- (2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携
- (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

○計画策定にあたっては、

➡第1期の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」をベースに対応

<基本定な考え方>

- ①市町村支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的なニーズも含めたニーズ把握・算出自体は重要
- ②市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和11（2029）年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し設定する。

<量の見込みの算出>

量の見込みの標準的な算出方法を基本とし、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方法を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

- ①家庭類型の分類は、従来どおり第1期手引きに沿って家庭類型・潜在的家庭類型を算出し、量の見込みを算出することが可能である。一方、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの制度・事業の対象となる潜在的家庭数について、各市町村において、既存のデータの活用等により、より効果的・効率的な把握が可能である場合には、必ずしも第1期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について

「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時

点での年齢（学齢期）によることも可能

なお、第1期・第2期においては、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計していたが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込書などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、より正確なニーズ把握を可能とするために、第3期においては1歳児と2歳児を分けて集計すること。

○教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。（保育の受け皿整備の進捗による潜在的ニーズの顕在化や女性の就業率の上昇傾向等に留意すること。量の見込みに地域事情等の補正が必要な時は、既存データの活用が考えられる。※これまでの支給認定の実績値等の利用が考えられる。

○共働き等家庭のうち、保育所・認定こども園ではなく幼稚園の利用を希望する者については、基本的に、通所の教育標準時間認定子どもとは区分し、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」として、適切に量の見込みを算出（2号認定として算出）した上で、幼稚園の認定こども園への移行又は幼稚園における長時間・通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講ずること。

○0歳児及び1歳児保育の量の見込みについては、①現在の育児休業の取得状況 ②「1歳（または2歳）から必ず利用できる事業があれば、1歳（または2歳）になるまで育児休業を取得したい」ものの保育ニーズの、今後の保育サービス拡充に伴う変動 ③1年超の育児休業取得の希望 ④年度当初から年度末にかけて、段階的に利用者数が増加すること

➡育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法>

ア)トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

イ)都市開発部局との十分な情報共有

○時間外保育事業の量の見込み

○放課後児童健全育成事業の量の見込み

○子育て短期支援事業の量の見込み

○地域子育て支援拠点事業の量の見込み

○一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の量の見込み

○病児保育事業の量の見込み

○利用者支援事業の量の見込み

＜提供体制の確保の方策及びその実施時期＞

○企業主導型保育施設の地域枠の活用

○利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期

事業の実施個所数の設定に加えてオンライン相談対応が可能な利用者支援事業の箇所数など地域事情に応じた指標・単位で量の見込み及び確保方策を設定することも可能

※令和4年児童福祉法改正によるこども家庭センターの創設に伴う、母子保健型の取り扱い等に関しては、後日指示がある予定

○養育支援訪問事業の確保の方策及びその実施時期量の見込み

養育支援訪問事業については、これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行することに留意し、量の見込み及び確保方策を設定すること。

参 考 第2期子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成31年3月）

（1）調査目的

本調査は、「富良野市子ども・子育て支援事業計画」（2020～2024年度）策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものである。

（2）調査対象及び調査方法

項 目	就学前児童	就学児童（小学生）
調査対象	就学前児童の保護者	就学児童（小学生）の保護者
配布数	722票	760票
抽出法	全数抽出※	
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成30年12月	平成30年12月
調査地域	富良野市全域	富良野市全域

（3）配布数及び回収結果

配布数	722	760
有効回収数	340	397
有効回収率	47.1%	52.2%
自由記載率	62.1%	46.9%

※平成30年11月20日現在、就学前児童・就学児童（小学生）のうち、一番年長の子どもを対象